

公益社団法人大阪府産業資源循環協会
会長 片渕 昭人 様

大阪市環境局環境管理部
産業廃棄物規制担当課長

本市発注工事における電子マニフェスト義務化及び本市が排出する産業廃棄物の処理委託における電子マニフェスト使用に関する説明会の開催案内の配架等について（依頼）

平素は、本市産業廃棄物の適正処理にご尽力いただきありがとうございます。

本市では、過去に本市発注工事の検査資料として添付されたマニフェスト伝票（産業廃棄物管理票）の偽造が判明したことを受け、再発の防止と事務の効率化の観点などから電子マニフェストの義務化の取組を進めてきており、令和 4 年度から、すべての本市発注工事において電子マニフェストの使用を義務化します。また併せて、本市が排出する産業廃棄物処理委託についても電子マニフェストを使用することとします。

以上のことから、本市発注工事における電子マニフェスト義務化等について、取組内容や電子マニフェストシステムの仕組みや機能、導入の流れなどに関する説明会を開催いたします。

つきましては、開催案内を添付いたしますので、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、貴会員にご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 日 時 令和 4 年 1 月 18 日（火） 第 1 回 10:30～12:30
第 2 回 14:15～16:15
- 開催場所 大阪市立北区民センター 2 階 ホール
- 内 容 ・本市発注工事における電子マニフェスト使用義務化制度について
（予定）（説明：本市担当者）
・本市が排出する産業廃棄物の処理委託における電子マニフェストの使用について
（説明：本市担当者）
・電子マニフェストシステムについて
（説明：公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター担当者）
- 定 員 各回 400 名（事前申込制先着順）
- 参加費 無料
- 申込方法 参加申込書に必要事項を記入の上、メールまたはファックスでお申込み下さい
メールアドレス：denmani@city.osaka.lg.jp
ファックス：06-6630-3581
- 申込期間 令和 4 年 1 月 14 日（金）締切
- お問合せ先 大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ
（TEL：06-6630-3284 担当：大橋、深谷）